

介護予防・生活支援サービス事業所 御中
指定居宅介護支援事業所 御中
指定介護予防支援事業所 御中

高砂市市民部保険年金室介護保険課
高砂市福祉部人権福祉室地域福祉課

高砂市介護予防・日常生活支援総合事業における
訪問型サービス、通所型サービスの算定方法の変更について

平素より本市介護保険事業の運営にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス（独自）、介護予防訪問型Aサービス（独自/定率）、介護予防通所介護相当サービス（独自）、介護予防通所型Aサービス（独自/定率）につきましては、これまで月額包括報酬（以下、「定額制」という。）としておりましたが、今後は「サービス利用実績に応じた報酬設定」を重視し、令和6年4月のサービス提供分より「1回あたりの単価」（以下、「回数制」という。）を導入いたします。ただし、1月のサービス利用回数が、回数制で算定できる数を超える場合は、定額制（1月あたりの単位）での算定といたします。

導入にあたり、関係する事業所様にはお手数をおかけすることと存じますが、ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

※変更後のサービスコード及びコード表については、厚生労働省の通知があり次第本市ホームページに掲載予定。

記

【回数制となるサービス】

介護予防訪問介護相当サービス（独自）
介護予防訪問型Aサービス（独自/定率）
介護予防通所介護相当サービス（独自）
介護予防通所型Aサービス（独自/定率）

【適用となる算定月】

令和6年4月サービス利用分より適用

【お問い合わせ先】

〒676-8501
兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市市民部保険年金室介護保険課介護給付係
担当：入本・高住
TEL：(079)-443-9063